## 京都市告示第164号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。 その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 令和5年6月1日

京都市長 門 川 大 作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
衣笠緯30号線	北区衣笠西馬場町29番地の6地先から 同町38番地の2地先まで	告示の日
山科竹鼻緯16号線	山科区四ノ宮神田町32番地の8地先から 同区竹鼻扇町12番地の3地先まで	同上
嵯峨緯153号線	右京区嵯峨石ケ坪町46番地地先から 同町4番地の2地先まで	同上
嵯峨緯154号線	右京区嵯峨石ケ坪町48番地の2地先から 同町47番地の2地先まで	同上
梅津緯11号線	右京区梅津徳丸町18番地の24地先から 同町13番地の4地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)